

令和5年（2023年）第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第3号

日時 令和5年（2023年）9月25日（月曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- 日程 1 請願第 2号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める
請願 [産業厚生常任委員会報告]
- 日程 2 発委第 4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材
産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程 3 発委第 5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程 4 発委第 6号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書
- 日程 5 発委第 7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、
「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保
障の実現に向けた意見書
- 日程 6 認定第 1号 令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算
認定について
- 日程 7 認定第 2号 令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険特別会計
歳入歳出決算認定について
- 日程 8 認定第 3号 令和4年度（2022年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程 9 認定第 4号 令和4年度（2022年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程 10 認定第 5号 令和4年度（2022年度）鹿追町介護保険特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程 11 認定第 6号 令和4年度（2022年度）鹿追町後期高齢者医療特別会
計歳入歳出決算認定について
- 日程 12 認定第 7号 令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業
会計歳入歳出決算認定について
〔令和4年度（2022年度）鹿追町各会計決算審査特別
委員会報告〕

日程 13 議案第 61号 令和5年度(2023年度)鹿追町一般会計補正予算(第5号)について

日程 14 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程 1 発委第 8号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11人)

1番 佐々木康人議員	2番 黒井 敦志議員	3番 金子 孝伸議員
4番 青砥 敏一議員	5番 山口 優子議員	6番 畑 久雄議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 安藤 幹夫議員
10番 清水 浩徳議員	11番 上嶋 和志議員	

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	渡 辺 雅 人
代表監査委員	野 村 英 雄
農業委員会会長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	葛 西 浩 二
総務課財政担当課長	武 者 正 人
会 計 管 理 者	西 垣 慎 也
総務課主幹(消防署長)	内 海 卓 実
企 画 課 長	草 野 礼 行

町 民 課 長	高 瀬 俊 一
子 育 て 支 援 課 長	米 澤 裕 恵
農 業 振 興 課 長	檜 山 敏 行
環 境 保 全 セ ン タ ー 担 当 課 長	城 石 賢 一
保 健 福 祉 課 長	富 樫 靖
保 健 福 祉 課 主 幹	佐 藤 裕 之
商 工 観 光 課 長	大 西 亮 一
建 設 水 道 課 長	大 上 朋 亮
ジ オ パ ー ク 推 進 課 長	高 井 宏 行
瓜 幕 支 所 長	東 原 孝 博
国 民 健 康 保 険 病 院 事 務 長	渡 辺 弘 樹
総 務 課 長 補 佐	萩 生 田 訓 考
総 務 課 財 政 係 長	鎌 田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長	宇 井 直 樹
学 校 教 育 課 主 幹	天 野 健 治
社 会 教 育 課 長	平 山 宏 照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長	津 川 修
---------	-------

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	坂 井 克 巳
書 記	川 瀬 直 美

令和5年(2023年)9月25日(月曜日)午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

これから本日の会議を開きます。

日程1 請願第2号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める請願

○議長(上嶋和志)

日程1、請願第2号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める請願を議題とします。

ただいま議題となりました本件は、9月12日の本会議において産業厚生常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告書が提出されております。提案理由の説明を求めます。

川染洋産業厚生常任委員長。

○7番(川染洋)

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

請願第2号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める請願。

審査の結果、採択であります。

理由、基幹産業である農業及び地域経済を守るためであります。以上。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 2 発委第 4 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（上嶋和志）

日程 2、発委第 4 号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

安藤幹夫議会運営委員長。

○9 番（安藤幹夫）

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出をします。

議案書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書の提出は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係諸大臣、写しについては記載のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき議決されますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程3 発委第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（上嶋和志）

日程3、発委第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

安藤幹夫議会運営委員長。

○9番（安藤幹夫）

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をします。

議案書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠であり、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要

な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子供たちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

意見書の提出は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係諸大臣、写しについては記載のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき議決されますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程4 発委第6号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

○議長（上嶋和志）

日程4、発委第6号、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

安藤幹夫議会運営委員長。

○9番（安藤幹夫）

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をします。

議案書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取り組みを進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘される。

さらに、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚などを検討する人にとっては、特に改姓への抵抗感が強く、中には結婚をあきらめてしまう人もいるため、ますます非婚や少子化につながる要因と言われている。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能

にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成 27 年（2015 年）の最高裁判決に続き、令和 3 年（2021 年）6 月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた上で議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務である。

よって、鹿追町議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に係る議論を積極的に行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

意見書の提出は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係諸大臣、写しについては記載のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき議決されますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第 6 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 5 発委第 7 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学

級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

○議長（上嶋和志）

日程5、発委第7号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

安藤幹夫議会運営委員長。

○9番（安藤幹夫）

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をします。

議案書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するため、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が平成18年（2006年）に1/2から1/3に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任で義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消が不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において、段階的に35人以下学級が実現することになった。しかし、中学・高校については、依然として「検討」にとどまっている。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人減少していることから教職員増となっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要がある。

令和4年（2022年）12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」によると、要保護・準要保護率は、全国で14.28%（7人に1人）となっているが、北海道においては、全国で8番目に高い18.02%（5人に1人）であり、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では、給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、自治体によっては、その措置に格差が生じている。さらに、

「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向け、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、以下の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう求める。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元すること。

2、「30 人以下学級」の早期実現に向け、小学校 1 年生から中学校 3 年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、中学・高校への「35 人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかること。

3、国において、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消や図書費などの十分な確保・拡充を行うこと。

4、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任で予算の十分な確保・拡充をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

意見書の提出は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係諸大臣、写しについては記載のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき議決されますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程6 認定第1号 令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程7 認定第2号 令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程8 認定第3号 令和4年度（2022年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程9 認定第4号 令和4年度（2022年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程10 認定第5号 令和4年度（2022年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程11 認定第6号 令和4年度（2022年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程12 認定第7号 令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上嶋和志）

日程6、認定第1号、令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程7、認定第2号、令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程8、認定第3号、令和4年度（2022年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 9、認定第 4 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 10、認定第 5 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 11、認定第 6 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程 12、認定第 7 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

以上 7 件、関連がありますので一括議題とします。

本案は、9 月 12 日の本会議において、令和 4 年度鹿追町各会計決算審査特別委員会に付託され、審査を終了し報告書が提出されております。

ここで令和 4 年度（2022 年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。
清水浩徳委員長。

○10 番（清水浩徳）

令和 4 年度（2022 年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果認定すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

事件番号、認定第 1 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果は認定であります。

認定第 2 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果は認定であります。

認定第 3 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果は認定であります。

認定第 4 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果は認定であります。

認定第 5 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果は認定であります。

認定第 6 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果は認定であります。

認定第 7 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認

定について、審査の結果は認定であります。

以上であります。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は、令和4年度（2022年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会で審査されたものであることから、質疑、討論は省略し、各議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第1号、令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、令和4年度（2022年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、令和4年度（2022年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、令和4年度（2022年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、令和4年度（2022年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程 13 議案第 61 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 13、議案第 61 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 61 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものとしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 2,130 万 8,000 円を追加しまして、総額を 77 億 4,345 万 3,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、8 ページより御説明いたします。

衛生費、保健衛生費、環境衛生費で、葬斎場第 2 号炉補修のため、旅費で 10 万 8,000 円、需用費、修繕料で 1,635 万 7,000 円、役務費で 56 万 1,000 円、使用料で 29 万円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、畜産業費で、サルモネラ症予防緊急対策事業として、負担金で 399 万 2,000 円の追加であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で 920 万 5,000 円の追加。国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で 1,210 万 3,000 円の追加であります。

以上、一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程 14、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、自衛隊駐屯地特別委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会、川染洋委員長から、発委第 8 号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程

1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

発委第8号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程1 発委第8号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化
を求める意見書

○議長（上嶋和志）

追加日程1、発委第8号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

川染洋産業厚生常任委員長。

○7番（川染洋）

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をします。

議案書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

北海道の農業は、国民の食料を安定供給する食料基地として、また、国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たす産業として本道の地域経済・社会を支える重要な位置付けにある。

こうした中、コロナ禍後を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻などによって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し、高騰対策として、昨年は国をはじめ北海道や鹿追町においても営農継続に向け、地方創生臨時交付金などを活用した対策が講じられた。

しかしながら、国の措置した肥料高騰対策は、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いことから、全国一律の価格高騰率40%を使用する算定式では、北海道の高騰率78%との乖離が大きく、十分な補てん対策となっていないとの生産者からの声が相次いで寄せられ

ている。このため、国に対しては価格上昇分を確実に補てんされる対策が求められる。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年よりも19.4%（ホクレン主要銘柄）引き下がり、全国でも28%（全農扱い）値下がりした。このため、国は直接的な補てん対策を行わないとして、化学肥料使用量の低減を定着させる事業を措置し、協議会あたり500万円を上限とする追加対策を示した。北海道は専門的な農業者が多くを占め、それに対する支援額としては小さく、経費を補う対策につながるのか懸念されている。また、価格が下がったとはいえコロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場は再び円安傾向となっているため、さらなる価格高騰を招くことが危惧されている。加えて、6月から石油元売り企業への国の補助金が段階的に縮小していることから、ガソリン価格が180円/ℓを超える状況にあり、これに連動して電気料金も大幅に値上がりしている。

このままでは、昨年同様に生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させ離農者も増加する懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねない。

ついては、地域経済を支える農業が今後も継続していけるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について下記事項を要望する。

1、令和4年度（2022年度）における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補てん対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補てんされるよう本年度も対策を講ずること。

2、ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売り企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動する電気料金も大幅に値上がりしており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取り組みが行えるよう地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書の提出は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係諸大臣、写しについては記載のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき議決されますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり賛成する方は挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和5年（2023年）第3回定例会の閉会にあたりまして一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月12日から本日までの14日間にわたって開催をいただいたところでございます。12日初日には、条例の一部改正2件。これは上幌内小学校の統廃合、それと地域保育所の閉所、この2件についてでありました。

また、一般会計及び五つの特別会計の補正予算、一部事務組合の規約変更、これは全て原案のとおり可決をいただきました。さらに先ほどはサルモネラ症予防緊急対策補助及び葬斎場の火葬炉設備修繕事業に係る一般会計補正予算、これについても可決をいただきました。心から感謝を申し上げます。

また、21日には一般質問で3人の議員から御質問をいただきました。内容は基幹産業への支援策、家畜伝染病の状況と防疫対策、役場庁舎等のエアコン整備、重層的支援体制整備事業についてでございました。家畜伝染病に係る当面の対応、エアコン整備、重層支援、それぞれ答弁、あるいは今後の対応をお示したところでありますけれども、いま一度、

内部で必要な検討してまいりたいと考えております。

さらに 22 日ですけれども、令和 4 年度（2022 年度）各会計決算審査特別委員会が開催をされまして、これも先ほど、全会計について認定をいただきました。改めて感謝を申し上げる次第でございます。各会計の審査を通じて委員皆様から御指導、そして御意見をたくさん頂戴いたしました。

決算委員会の挨拶でも申し上げましたが、委員会での御質疑、御指導を再確認いたしまして、またそれぞれ必要な対応をさらに検討してまいりたいと考えております。

さて昨日は、恒例の行事でありますふるさと産業まつりを開催しましたところ、大変天候にも恵まれ、町内外からたくさんの御来場をいただきました。

農業を基幹産業とする本町にとりまして、地元農畜産物の需要拡大、あるいは本町の P R など、改めてこの事業の必要性を感じたところでございます。

また、農作物の状況であります、小麦の播種も始まっております。馬鈴薯の収穫は終盤、9割以上の完了とお聞きしております。

収量については生食男爵ですが、予測で 58.3 俵、昨年は 48.6 俵ですから、昨年より 2割以上多い予想とお聞きをしております。一部高温障害もあるということですが、収量が多いと予想がされております。

豆類も収穫が始まったようであります。これもやはり高温障害で過熟気味ということで、品質に影響が心配をされているようであります。小粒傾向というふうにもお聞きをしておりますが、全体的には平年並みの予想をしているようであります。

てん菜については 10 月 15 日から収穫開始で 12 月 22 日に完了を予定しているそうです。収量については移植、直播平均で 6,890 キロ、昨年は 5,348 キロということから、収量が多いという予想ではありますけれども、褐斑病の影響で糖度が 15.3%程度と予測をされているようであります。基準の糖度が 16.6%ということからありますけれどもそういった状況にあるということでございます。飼料作物については、デントコーンが、これも順調に収穫が進んで 60%以上完了という状況でございます。全般的に作柄もさることながら農作業事故なく、そして災害がなく、一連の収穫作業を終えることができますよう心からお祈り申し上げます。次第であります。

さて、今年の 4 月の統一地方選挙を経て 5 月から実質的に私たち、それから議会の皆さんも令和 5 年度（2023 年度）がスタートしてわけでありますけれども、早くも年度でいえば折り返しの時期ということになりました。

最近の報道によりますと国において原油物価高騰対策、これは経済対策の補正予算を組むとの報道もございますけれども、その状況も注視してまいりたいと思っております。

そして、まもなく早いもので、新年度、令和6年度（2024年度）の予算編成も始まります。国の財政状況から地方交付税をはじめとする財源についても、まだまだ不透明な状況にあると言わざるを得ませんが、いずれにしても、限られた財源の中で工夫に工夫を重ねて予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

これからも様々な課題がございますけれども議会の皆さんと常に対話を欠かすことなく、まちづくり進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導賜りますようお願い申し上げます。定例会閉会にあたっての挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで会議を閉じます。

令和5年（2023年）第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時9分